

洲 農 第 6 6 3 号
令 和 8 年 1 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市町 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	広石北 (広石北)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では水稻が中心で、一部畜産農家がいるものの、兼業農家の占める割合が多く、10年先を見据えた時、農家の高齢化により、リタイヤする農家が増加する懸念があり、新たな担い手の確保や省力化のためのスマート農業の導入の検討が必要である。また、中山間地域のため、獣害被害も多く対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の作付が中心となっている。畜産農家も地域内にいるため、飼料作物と堆肥との交換による耕畜連携を進めていく。
また、兼業農家においては円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

広石北地域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

新規就農者、兼業農家や定年帰農家などが空き農家があれば極力、隣接で耕作する農家がその農地を担うとする。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域計画策定後は、農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の農地について、ほぼ基盤整備が完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地は地域で守っていく。
兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ出没が多いため地域において対策を検討する。
- ②・⑨耕畜連携を推進し、畜産農家の堆肥を活用して減肥料の取組みを進める。
- ③スマート農業に取り組みたいと考えている。
- ⑦畦畔草刈りなど地元住民が少なくなってくる中で、地区の取り決めを共有する必要がある。